

学校経営のポイント

“懲戒の方法的妥当性”自覚と説明責任

若井 彌一

小・中学校、高等学校における児童・生徒に対する懲戒のあり方について、疑問を感じさせる事例が発生している。

懲戒の仕方は、方法的妥当性の判断が甘かったり、誤っていれば、結果的に学校（教職員）に対する世間（国民）の不信の念をつのらせることに注意したい。

「自室待機」の運用も常識の範囲内で

最近、ある県立高等学校で、こんな処分が行われていたことが明るみに出た。昨年6月に、ひとりの女子生徒がトイレへの“落書き”（校内の器物損壊という理由）で咎められ、7月になって「謹慎」の処分を受けた。

その後の経緯は少々入り組んでいるが、詳細を省いて要点を記すと、学校側は生徒に「自主退学」や「転校」を求めた。この生徒は、8月に都立高校への転校（転入）試験を受けたが、不合格。9月に入り、生徒の保護者が県教委に「学校に戻りたい」と相談した。

学校側では、引き続き転校等を求めていたが、今年2月に入って復学の方向で協議が始まり、「留年扱いでの復帰」が決まった。4月になり、この生徒が登校すると、所属クラスが決まっておらず、別室で約1ヵ月間にわたり自習を強いられた。生徒の保護者が、県教委に相談。5月中旬にいたり、クラスが決定したというものである（詳報は、『週刊教育PRO』平成17年6月7日号に掲載されている）。

生徒の懲戒処分について、県の基準では、謹慎の場合、最長で2週間となっているというのだが、この事例の場合、ズルズルと時間が経過してしまったという印象が強い。校長に対する処分についても、県教育長が意向表明するなど、関係者にとっては心

痛の日々を送られていることであろう。

処分としての懲戒（学校教育法施行規則第13条第2項）は、退学だけでなく、停学・訓告も含めて、懲戒権の行使を校長（大学の場合には、学長の委任を受けた学部長を含む）に限定しており、非処分的行為としての懲戒と区別している。

被処分者側の不利益を想定しての区分であるので、学校側にもその自覚が必要である。相当の事情があつてのことと好意的に受けとめるにしても、謹慎の最長2週間という限定を考えるならば、処分の運用が常識の範囲を大きく超えていたとの批判を回避することは困難かもしれない。

“的確な事情説明”が学校信頼に不可欠

懲戒処分に限らないけれども、生徒指導絡みのことでマスコミに取り上げられると、学校（教職員）側が一方向的に悪役を買わされる結果になることが珍しくない。しかし、そのような形で終わってしまったのでは、学校（教職員）側が誤っていたとの一面的な印象だけが、情報に接した人々に強く残ってしまう。

何も説明できることがないのであれば、それもやむを得ないが、可能な限り、そのようなワンサイド・ゲームもどきの結果を招かない努力は必要である。方法的妥当性があつたのかどうかについて、学校教育のプロ（専門職）組織として、的確な事情説明がほしい。その説明責任を果たすことは、今後の他校での実践の参考になり、また、学校への世間の信頼を維持することにもなる。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授・附属小学校長併任）

...本紙は、Eメール配信も行っております。ご希望の方は、下記HPをご参照ください。
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>

●新刊案内●

好評発売中！

教育開発研究所刊

喫緊の経営課題を多角的に徹底分析！ 菱村幸彦【監修】B5判 280頁・定価 2625円

教職研修'05 情報版

《座談会》義務教育費国庫負担制度のゆくえと義務教育改革
《学校の危機管理》新潟県中越地震の教訓
《5肢択一演習》資料から読み取る学校経営課題 ほか

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）